

# 一関市監査委員告示第 006 号

財政援助団体等監査結果の公表について  
地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等の監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和元年 6 月 5 日

一関市監査委員 小 川 四 郎  
一関市監査委員 佐 藤 重  
一関市監査委員 小 山 雄 幸

## 記

### 第 1 監査実施日

平成 31 年 3 月 14 日(木)

### 第 2 監査の対象

平成 29 年度において、当市が補助金等の交付により財政的援助を与えている団体（以下「財政援助団体」という。）、公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）及びそれらを所管する担当課を対象とした。

| 対 象          | 区分                         | 被監査者             |                      |
|--------------|----------------------------|------------------|----------------------|
|              |                            | 団 体              | 担 当 課                |
| 室根交流促進センター   | 指定<br>管理<br>者              | 津谷川地区自治会振興会      | 室 根 支 所<br>地 域 振 興 課 |
| 川崎農村環境改善センター |                            | 社会福祉法人一関市社会福祉協議会 | 川 崎 支 所<br>地 域 振 興 課 |
| 大東児童クラブ      |                            | 大東児童クラブ運営委員会     | 大 東 支 所<br>保 健 福 祉 課 |
| 地域協働体活動費補助金  | 財<br>政<br>援<br>助<br>団<br>体 | たいしたもんだ長坂みらい塾    | 東 山 支 所<br>地 域 振 興 課 |

### 第 3 監査の方法

監査は、関係書類、帳簿等の提出を求め、出納その他の事務内容を調査するとともに、関係団体及び担当課の職員から説明を受けることにより実施した。

なお、重点的に調査を行った項目は次のとおりである。

## 1 指定管理者監査

- (1) 団体指定の手続きが関係法令、条例等に沿って適正に行われているか。
- (2) 指定管理料の算定が適正に行われ、支出方法・時期が適切か。
- (3) 施設の管理が関係法令、協定書、仕様書等に基づき適正、かつ効率的に行われているか、また住民サービスの向上に努めているか。
- (4) 利用料金等の収納が会計規程等に沿って適正に行われ、運用されているか、また、チェック体制が整っているか。
- (5) 指定管理者から提出された事業報告書等の内容を十分精査し、担当課は管理の状況を的確に把握し、必要な指示を行っているか。
- (6) 管理業務に係る収支が他の事業に係る経費と明確に区別され、適正に処理されているか。

## 2 補助金等監査

- (1) 補助金額等の算定、交付、実績報告等の手続きが規則・要綱等に沿って適正に行われているか。
- (2) 事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか、また補助金等は目的に沿って適正に執行されているか。
- (3) 出納関係帳票の整理、記帳、保存が適正に行われているか、また会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (4) 補助金等交付団体への指導監督を適時・適切に行っているか。

## 第4 監査の結果

別紙監査結果報告書のとおり

## 監査結果報告書

### 室根交流促進センター

#### 第1 指定管理の概要

施設名 室根交流促進センター  
指定管理者 津谷川地区自治会振興会 会長 小野寺 正吉  
担当課 室根支所地域振興課

- (1) 施設の所在地  
一関市室根町津谷川字中磯 193 番地 12
- (2) 施設の設置目的  
住民の福祉の増進を図り、地域の開発と発展に寄与することを目的とする。
- (3) 施設設置年月日  
平成 17 年 9 月 20 日
- (4) 指定管理者団体指定期間  
平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間  
(指定初年度：平成 28 年度)
- (5) 団体選定形態  
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無  
有り(採用)
- (7) 平成 29 年度指定管理料  
852,000 円

#### 第2 監査の結果

平成 29 年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

## 監査結果報告書

### 川崎農村環境改善センター

#### 第1 指定管理の概要

施設名 川崎農村環境改善センター  
指定管理者 社会福祉法人一関市社会福祉協議会 会長 坂本 紀夫  
担当課 川崎支所地域振興課

- (1) 施設の所在地  
一関市川崎町薄衣字諏訪前 137 番地
- (2) 施設の設置目的  
農業経営及び農家生活の改善合理化、住民の健康増進、地域連帯感醸成等を図り、生産と生活の場の環境整備を組織的に推進し、健全な地域社会をつくることを目的とする。
- (3) 施設設置年月日  
平成 17 年 9 月 20 日
- (4) 指定管理者団体指定期間  
平成 27 年 11 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 3 年 5 か月間  
(指定初年度：平成 27 年度)
- (5) 団体選定形態  
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無  
有り(採用)
- (7) 平成 29 年度指定管理料  
3,210,000 円

#### 第2 監査の結果

平成 29 年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

## 監査結果報告書

### 大東児童クラブ

#### 第 1 指定管理の概要

施設名 大東児童クラブ  
指定管理者 大東児童クラブ運営委員会 運営委員長 菊池 昭市  
担当課 大東支所保健福祉課

- (1) 施設の所在地  
一 関市大東町摺沢字上塚ノ沢 21 番地 1
- (2) 施設の設置目的  
小学校の留守家庭児童の預かりにより、児童の健全育成を図るため。
- (3) 施設設置年月日  
平成 25 年 4 月 1 日
- (4) 指定管理者団体指定期間  
平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間  
(指定初年度：平成 25 年度)
- (5) 団体選定形態  
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無  
有り(採用)
- (7) 平成 29 年度指定管理料  
7,917,859 円

#### 第 2 監査の結果

平成 29 年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

## 監査結果報告書 地域協働体活動費補助金

### 第 1 補助金及び交付団体の概要

交付団体            たいしたもんだ長坂みらい塾 代表 鈴木 正敏  
補助金の名称       地域協働体活動費補助金  
担 当 課            東山支所地域振興課

- (1) 補助金交付目的  
地域課題の解決や地域の特性を活かした地域づくり活動を推進するため。
- (2) 平成 29 年度補助金交付額            3, 598, 053 円
- (3) 補助金対象経費  
地域づくり計画に基づいて実施する事業に要する経費及び地域協働体が雇用する事務局職員の人件費を補助するもの。
- (4) 団体（組織）の役員  
代表 1 名、副代表 2 名、理事 20 名、監事 2 名、たいしたもんだ長坂みらい塾規約による。

### 第 2 監査の結果

当該補助金について行った財政援助団体等監査の結果、補助金の申請、交付及び精算等の支出に関する事務執行は概ね適正に行われ、補助金が目的に沿って執行され、かつ、収支の会計経理についても概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。